

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、市は、武力攻撃事態等や緊急処理事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、市の初動体制について、以下のとおり定める。

1 事態認定前における初動措置

(1) 初動措置における留意点

市長は、武力攻撃事態等の発生当初において、事態が何に起因するものなのかなど当該事態に関する詳細が把握できない場合であっても、住民の避難や災害の拡大防止に関し迅速かつ的確な初動措置を講ずることが必要と判断した場合には、事態認定前であっても、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく災害対策本部の設置や同法に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を講ずるなど、市地域防災計画の定めに従い、自然災害に準じた初動措置を講ずることができることに留意する。

(2) 情報伝達体制の確立

住民からの通報、県からの連絡その他の情報により、職員（平日夜間及び休日にあつては宿日直）が多数の死傷者の発生や建造物の破壊等の事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を市長、総務部長及び総務課長に報告するとともに、県及び県警察に連絡する。

また、消防本部(署)においても、通報を受けた場合の情報伝達体制を確立する。

(3) 情報連絡室の設置

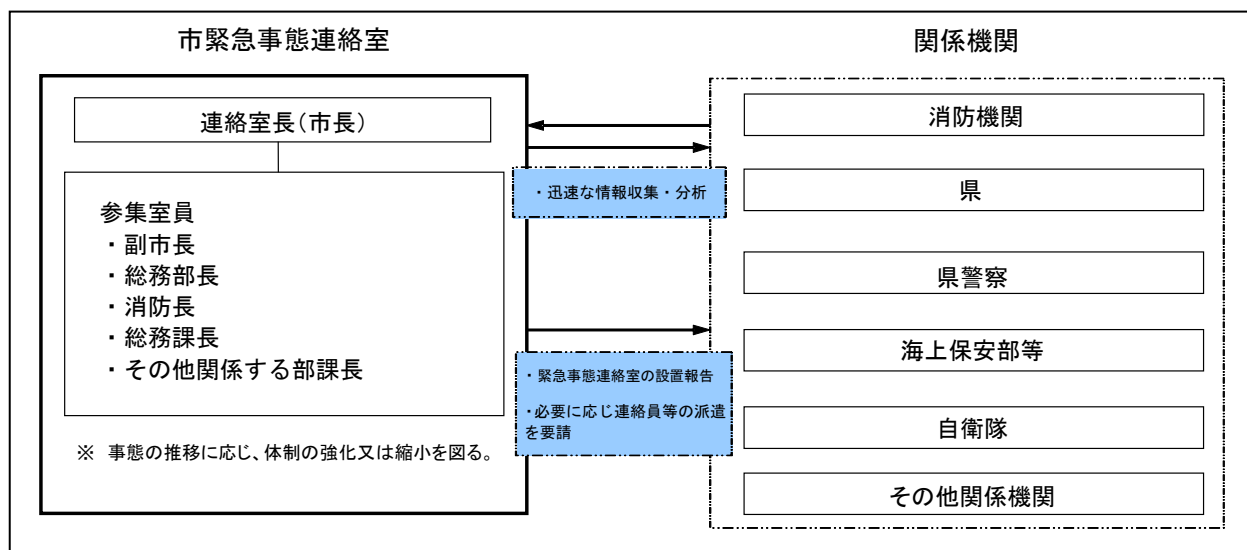
市長は、政府による武力攻撃事態等の認定（以下「事態認定」という。）前において、市の全部局での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要と認められるときは、総務部長を長とする情報連絡室を総務部に設置し、情報収集並びに各関係機関との連絡調整を行わせる。

(4) 緊急事態連絡室の設置

① 市長は、政府による事態認定前又は市に対し市対策本部を設置すべき市の指定が行われる前において、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合等、市としての的確かつ迅速に対処するため市の全部局での対応が必要と認められるときは、滑川市緊急事態連絡室（以下「市緊急事態連絡室」という。）を設置する。この場合において、市緊急事態連絡室の設置前に情報連絡室を設置していた場合は、これを廃止する。

なお、市緊急事態連絡室の体制は、市対策本部員のうち、総務部長その他事態の状況に応じて必要な要員により構成するとともに、事態の推移に従い体制の強化又は縮小を図る。

【市緊急事態連絡室の構成等〈イメージ〉】



① 市緊急事態連絡室は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案

に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、市緊急事態連絡室を設置した旨について、県に連絡する。

この場合、市緊急事態連絡室は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

(5) 初動措置の確保

- ① 市は、市緊急事態連絡室において各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。
- ② 市は、警察官職務執行法に基づき警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、県警察と緊密な連携を図る。
- ③ 政府による事態認定がなされた後で、市に対し、市対策本部を設置すべき市の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ、国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、市対策本部を設置すべき市の指定の要請などの措置等を行う。

(6) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

(7) 市対策本部への移行に要する調整

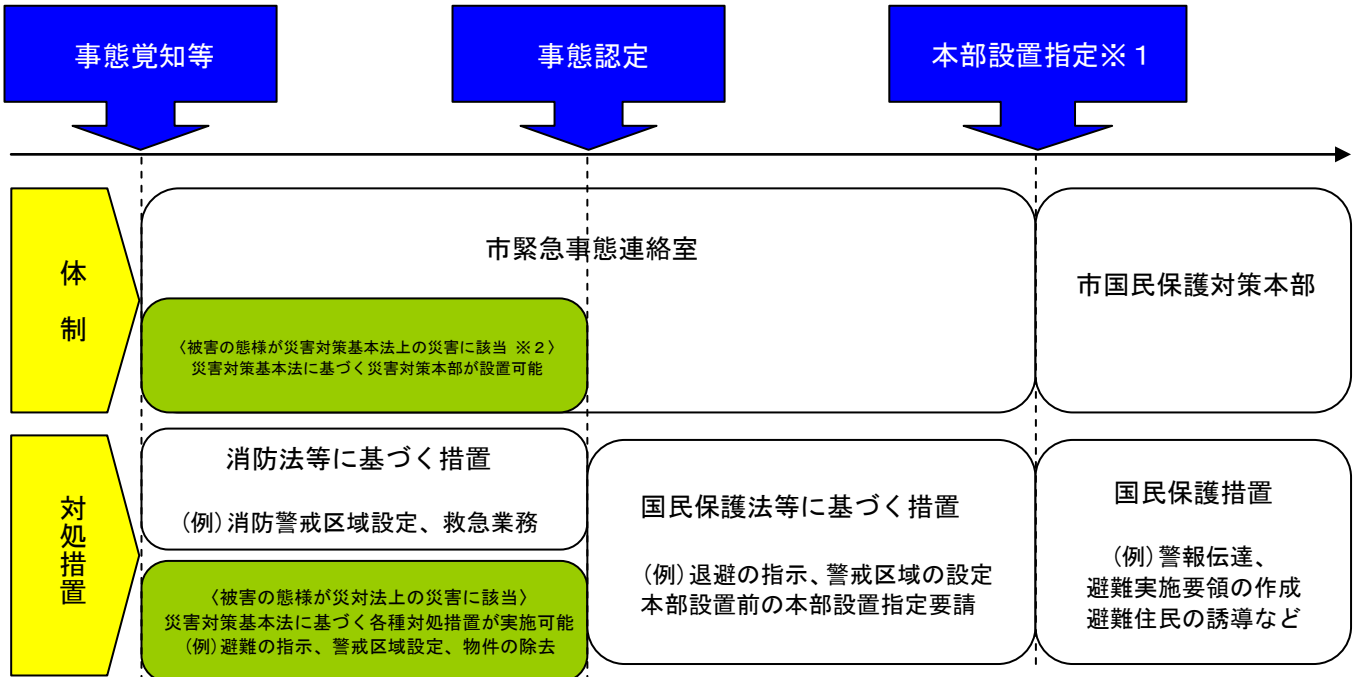
市緊急事態連絡室を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合は、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、市緊急事態連絡室を廃止する。

また、政府による事態認定前において、災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、又は同法に基づく避難の指示等の所要の措置を講じた場合において、その後、政府において事態認定が行われ、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合には、直ちに市対策本部を設置し、災害対策本部を廃止するとともに、その旨を職員に周知徹底する。

この場合においては、災害対策基本法に基づき講じた措置に代えて、改めて国民

保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行う。

【初動措置の流れ】



※1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定がある場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。

※2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされている。

2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や、武力攻撃事態等の認定が行われたが本市に関して市対策本部を設置すべき市の指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、情報連絡室又は市緊急事態連絡室を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

第2章 市対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

1 市対策本部の設置

(1) 市対策本部の設置の手順（法第27条）

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

① 市対策本部を設置すべき市の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（総務省消防庁）及び県知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

② 市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置し、市の全職員にその旨を周知する。

なお、事前に情報連絡室又は市緊急事態連絡室を設置していた場合は、当該情報連絡室又は市緊急事態連絡室を廃し、速やかに市対策本部に切り替えるものとする。

また、市長は、市対策本部を設置したときは、市議会にその旨を連絡する。

〔資料編：1－3「滑川市国民保護対策本部及び滑川市緊急対処事態対策本部条例」〕

③ 市対策本部員及び市対策本部職員の参集

市対策本部担当者は、市対策本部員及び市対策本部職員等に対し、緊急時一斉メール等の連絡網を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。

④ 市対策本部の開設

市対策本部担当者は、市庁舎3階大会議室に市対策本部を開設し、市対策本部に必要な資機材の配置等必要な準備を開始する。この際、特に関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより通信手段の状態を確認する。

⑤ 交代要員等の確保

市は、自然災害時における体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備の確保等を行う。

⑥ 本部の代替機能の確保

市は、市庁舎が被災した場合等市対策本部を市庁舎内に設置できない場合に備え、あらかじめ複数の市対策本部の予備施設を指定しておき、当該事態が発生した場合には、事態の状況を勘案して予備施設の中から市対策本部を設置すべき施設を決定する。

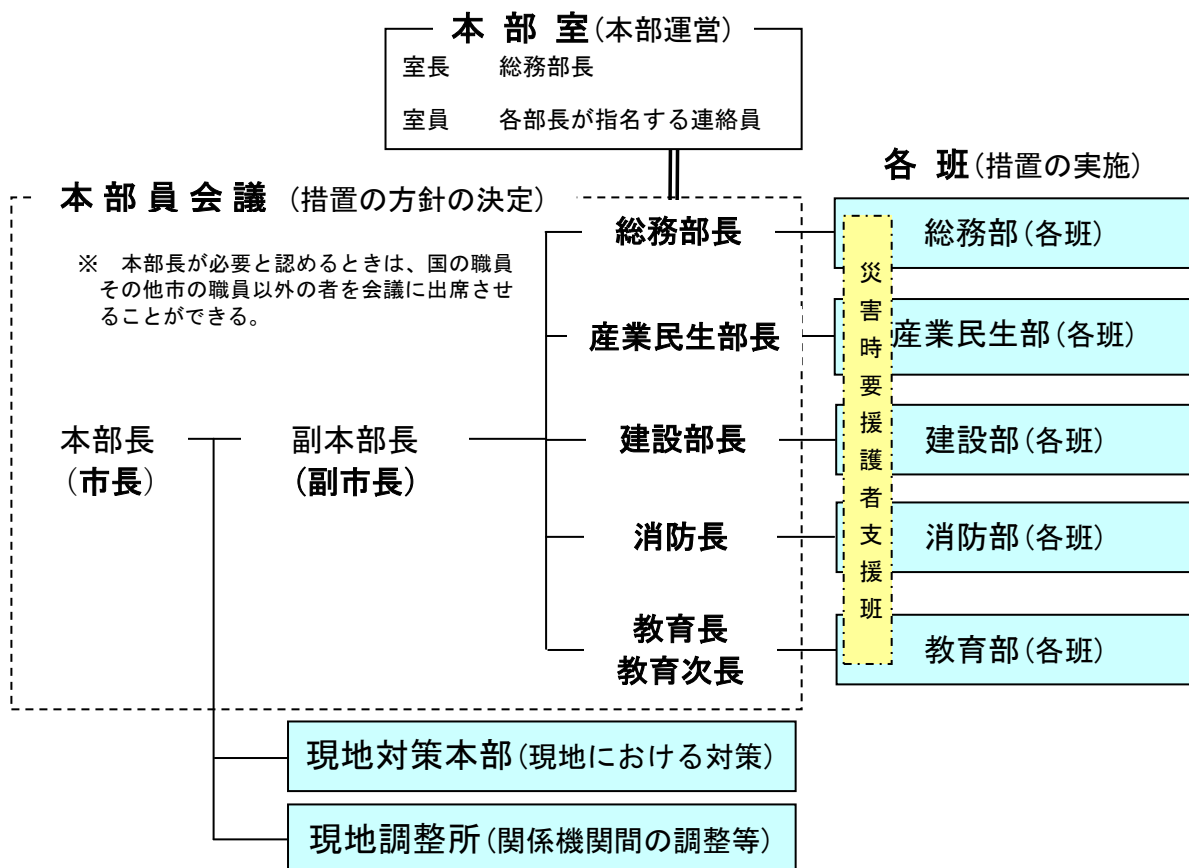
また、市の区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、県と市対策本部の設置場所について協議を行う。

(2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等（法第26条）

市長は、本市に対して政府による市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

(3) 市対策本部の組織構成（法第28条）

市対策本部の組織構成は、以下のとおりとし、市対策本部における決定内容等を踏まえて、各部局において措置を実施するものとする。



〔資料編：4－2「国民保護対策本部各部及び拡販の編制並びに分掌事務」〕

(4) 市対策本部における広報等（法第8条）

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を下記のとおり整備する。

① 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において、住民や報道機関に正確かつ積極的な情報提供を行うため、広報を一元的に行う広報責任者を置く。

② 広報手段

広報誌、ケーブルテレビ（Net 3）、報道機関への資料提供、記者会見、問い合わせ窓口の開設、市ホームページへの掲載のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備する。

③ 留意事項

市対策本部における広報に際しては、以下の事項に留意する。

ア 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応する。

イ 市対策本部において重要な方針を決定した場合など、広報する情報の重要性に応じて、市長による記者会見を行うこと。

ウ 県と連携した広報体制を構築すること。

④ その他関係する報道機関

関係する報道機関の一覧については、資料編に掲載する。

(5) 市現地対策本部の設置（法第28条）

市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、被災現地において市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

この場合において、市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

(6) 市対策本部長の権限（法第29条）

市対策本部長は、市の区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護

措置の的確かつ迅速な実施を図る。

① 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

② 県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。

また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

③ 情報の提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

④ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

⑤ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(7) 市対策本部の廃止（法第30条）

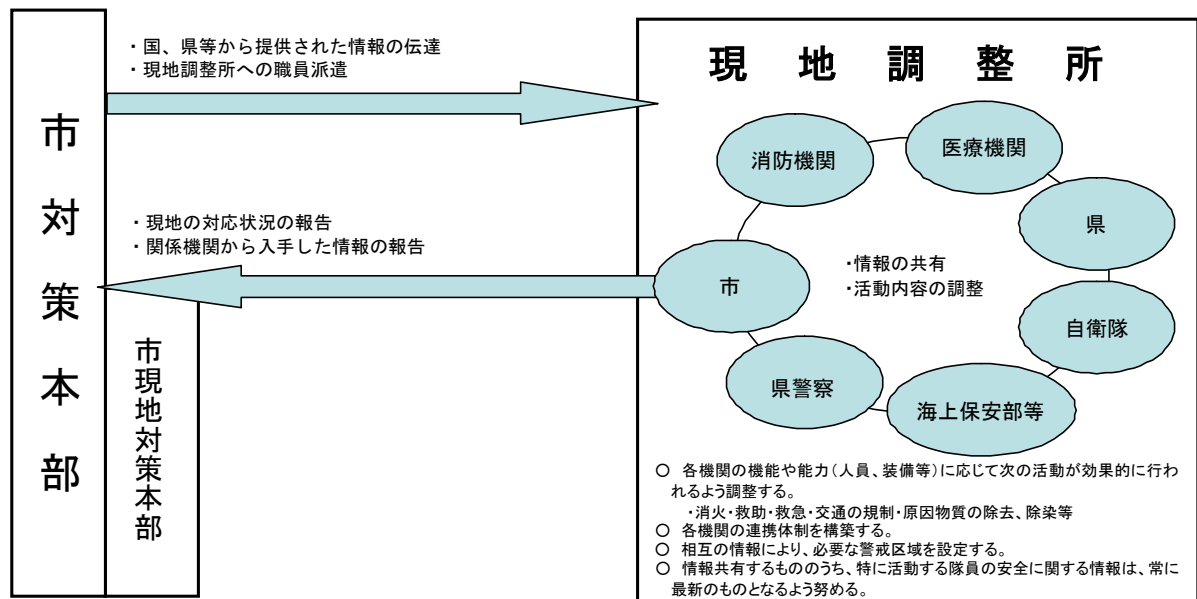
市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（総務省消防庁）及び県知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

2 現地調整所の設置（法第3条）

市長は、武力攻撃災害が発生した場合、その被害の軽減及び被災現地において措置

に当たる要員の安全を確保するため、被災現地における関係機関（市、消防機関、県、県警察、海上保安部等、自衛隊、医療機関等）間において情報を共有し、その活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、又は関係機関により調整組織が設置されている場合は、当該組織に職員を派遣し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

【現地調整所の組織編成例（イメージ）】



なお、この場合においては、下記の事項に留意する。

- ① 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである。（例えば、典型的な場面として、避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関して、関係機関による連携した活動が行われるように現地調整所等で調整を行うことが考えられる。）
- ② 現地調整所は、事態発生現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置することが一般である。
- ③ 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開くことで、連携の強化を図ることが必要である。

現地調整所の設置により、市は、消防機関による消火活動及び救助・救急活動の実施及び退避の指示、警戒区域の設定等の権限の行使を行う際の判断に資する情報

収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限を行使することが可能となるほか、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に活かすことが可能となる。

- ④ 現地調整所は、その設置が必要と判断される場合には、市における国民保護措置を総合的に推進する役割を担う市が積極的に設置することが必要であるが、他の対処にあたる機関が既に設置している場合には、職員を積極的に参画させることが必要である。また、この場合においても、市は、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整にあたる必要がある。
- ⑤ 現地調整所で調整する関係機関のメンバーをあらかじめ定めることは困難であるが、市は、市国民保護協議会や訓練を通じて、その運用の手順等について意見交換を行うことが重要である。

3 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、L G W A N（総合行政ネットワーク）、同報系無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、県対策本部、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとするとともに、その連携を円滑に進めるために必要な事項について以下のとおり定める。

1 国・県の対策本部との連携

(1) 国・県の対策本部との連携（法第3条）

市は、県対策本部及び、県を通じ国対策本部と、各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国や県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員として職員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県や国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜、情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

(3) 武力攻撃事態等合同対策協議会への参加

市は、国の現地対策本部長により国の現地対策本部と関係地方公共団体の国民保護対策本部等による武力攻撃事態等合同対策協議会が開催された場合には、国民保護措置に関する情報を交換し、それぞれの実施する国民保護措置について相互に協力する。

2 知事、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請等 （法第16条）

(1) 知事等への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。

この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事等に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請（法第21条）

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等（法第20条）

(1) 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため特に必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第77条の4に基づく自衛隊の部隊等の派遣（以下「国民保護等派遣」という。）の要請を行うよう求める。

また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて自衛隊富山地方協力本部長又は市国民保護協議会の委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊にあつては市の区域を担当区域とする方面総監、海上自衛隊にあつては市の区域を警備区域とする地方総監、航空自衛隊にあつては市の区域を担当区域とする航空方面隊司令官等を介し、防衛大臣に連絡する。

(2) 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動（自衛隊法第76条）及び治安出動（自衛隊法第78条又は第81条に基づき、内閣総理大臣の命令又は知事の要請に基づく出動）により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託（法第17条）

(1) 他の市町村長等への応援の要求

- ① 市長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。
- ② 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合

には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

(2) 知事等への応援の要求（法第18条）

市長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 事務の一部の委託（法第19条）

① 市が、国民保護措置の実施のため、市の事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。

ア 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法

イ 委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項

② 市は、他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、①のア及びイの事項を公示し、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに市議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請等（法第151条）

(1) 市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17第1項の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

この場合において、当該要請又は求めは、下記の事項について記載した文書をもって行う。

ア 派遣を要請する（又は求める）理由

イ 派遣を要請する職員の職種別人員数

ウ 派遣を必要とする期間

エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件

オ 上記に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

なお、市は、派遣の要請又は求めを行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。

(2) 市は、(1)の要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を經由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あつせんを求める。

なお、当該あつせんの求めは、(1)の要請等の例により行う。

(3) 市の委員会及び委員は、職員の派遣を要請し、若しくは求め、又はあつせんを求めようとするときは、あらかじめ、市長に協議する。

6 市の行う応援等

(1) 他の市町村に対して行う応援等（法第17条）

① 市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、市の国民保護措置を実施する必要等のため応援に応ずるだけの余力がない場合その他の求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

② 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を市議会に報告するとともに、市は委託を受けた内容を公示し、県に届け出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等（法第21条）

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について、労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、市の国民保護措置を実施する必要等のため応援に応ずるだけの余力がない場合その他の求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 自主防災組織等に対する支援等（法第4条）

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織等による警報の内容の伝達、自主防災組織等のリーダーなど地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供を図るほか、活動に対する資機材の提供等により、自主防災組織等が行う活動に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、また社会福祉協議会やボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

なお、その際ボランティア活動の拠点となるボランティア・センターの開設や運営について、市は、ボランティア・センターの開設主体となる社会福祉協議会と、連絡員として職員を派遣するなどにより密接な連携を図るほか、必要な支援を行うよう努める。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

市は、県や関係機関等と連携し、被災地や避難先地域が受入れを希望する救援物資を把握し、国民、企業等に呼びかけるとともに、防災のための物資の供給に関する協定を結んでいる民間企業からの救援物資の調達に努める。

また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

8 住民への協力要請

(法第4条、第5条、第70条、第80条、第115条、第123条)

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。ただし、これらの協力は国民の自発的な意思にゆだねられるものであって、その要請に当たって、強制にわたることがあってはならないことに留意する。

また、この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分配慮する。

- ① 避難住民の誘導
- ② 避難住民等の救援
- ③ 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- ④ 保健衛生の確保

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知が極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 警報の内容の伝達等 (法第8条、第47条)

(1) 警報の内容の伝達

- ① 市は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定めた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体（消防団、町内会、社会福祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、商工会議所、青年会議所、諸学校、医療機関、大規模集客施設など）に警報の内容を伝達するとともに、関係者又は利用者に対して警報の内容を伝えるよう要請する。
- ② また、市は、Net3に警報の内容を伝達し、防災チャンネルから警報の内容を伝えるよう要請する。

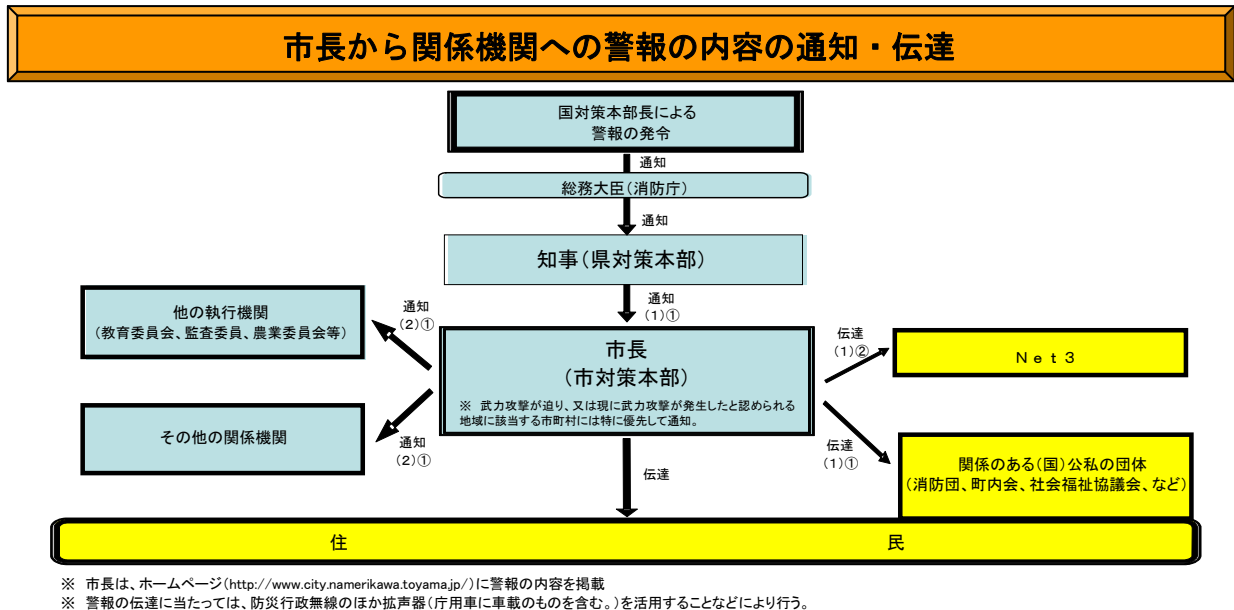
【警報の内容】

- ・ 武力攻撃事態等の現状及び予測
- ・ 武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域
- ・ その他、住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項

(2) 警報の内容の通知

- ① 市長は、市の他の執行機関その他の関係機関に対し、警報の内容を通知するとともに、関係者又は利用者に対して警報の内容を伝えるよう要請する。
- ② 市は、警報が発令された旨の報道発表を速やかに行うとともに、市のホームページ（<http://www.city.namerikawa.toyama.jp/>）に警報の内容を掲載する。

【市長から関係機関への警報の内容の通知・伝達の仕組み〈イメージ〉】



2 警報の内容の伝達方法

市は、警報の内容の伝達方法については、当面の間は、現在市が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。

(1) 同報系防災行政無線による伝達

同報系防災行政無線による伝達は、次により行う。

- ① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に本市が含まれる場合
 - 原則として、国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。
- ② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に本市が含まれない場合
 - 市長が特に必要と認める場合を除き、原則として、サイレンは使用せず、警報の内容のみ伝達し、周知を図る。

なお、全国瞬時警報システム（J-ALERT）により警報の内容が送信される場合は、本市内の同システムを用いた瞬時の情報伝達が可能な地区については、消防庁が定めた方法により防災行政無線等を活用して迅速に住民へ警報を伝達することとする。

(2) 同報系防災行政無線以外の方法による伝達

市は、同報系防災行政無線のほか、広報車の使用、消防団による伝達、自主防災組織や町内会への協力依頼、ホームページへの掲載などの方法も活用する。

(3) 自主防災組織等との連携

市長は、自主防災組織や町内会の自発的な協力を得るなどにより、連携して各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、市長は、原則として、自主防災組織の地区連絡協議会が設立されている地区については当該協議会に、設立されていない地区については地区町内会に対し、警報の内容を伝達し、各々の組織から各世帯へ伝達するよう協力を依頼する。

(4) 消防機関、県警察との連携

市長は、消防機関や県警察と連携し各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、消防本部(署)は、保有する車両・装備を有効に活用し、消防・救急無線や巡回等による伝達を行い、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織等や災害時要援護者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。

また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

(5) 災害時要援護者への配慮

警報の内容の伝達においては、特に災害時要援護者に対する伝達に配慮するものとし、避難支援プランを活用するなど、災害時要援護者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

(6) 警報の解除の伝達

警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、警報の内容の伝達方法と同様とする。なお、原則として、サイレンは使用しないこととする。

3 緊急通報の伝達及び通知（法第100条）

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として、警報の内容の伝達の方法と同様とする。

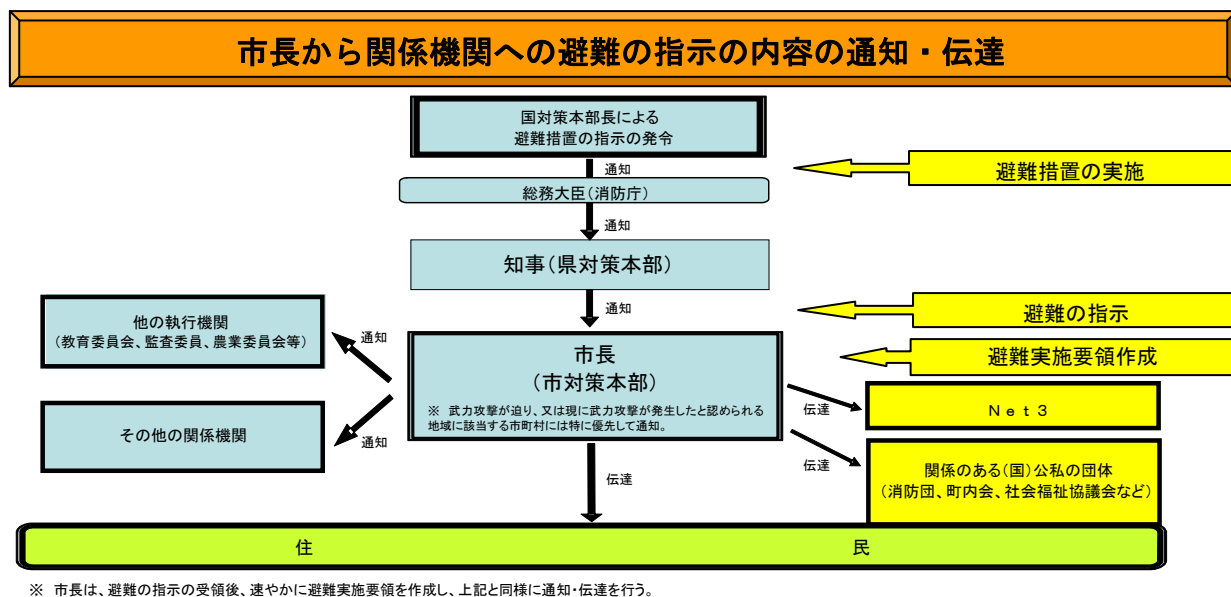
第2 避難住民の誘導等

市は、武力攻撃事態等における避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

1 避難の指示の通知・伝達（法第47条、第54条、第55条）

- (1) 市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- (2) 市長は、知事から避難の指示の通知を受けた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を住民に対して迅速に伝達する。
併せて、市の他の執行機関その他の関係機関に対し、避難の指示の内容を通知するとともに、関係者又は利用者に対して避難の指示の内容を伝えるよう要請する。
- (3) 市長は、本市が避難先地域となったときは、避難施設の開設や救援の準備等、避難住民の受入れのための措置を早急に実施する。

【避難の指示の流れ（イメージ）】

**2 避難実施要領の策定**（法第61条）

(1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該要領案について、市の他の執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部等、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

また、避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

【避難実施要領に定める事項】（法定事項）

- ・ 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・ その他避難の実施に関し必要な事項

なお、避難実施要領の策定に当たっては、当該要領が、避難誘導に際して活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものであることにかんがみ、県国民保護計画に基準として記載される避難

実施要領の項目に沿った記載を行うことを基本とする。

ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容のものとすることもあり得ることに留意する。

【県国民保護計画が記載する避難実施要領の項目及び留意事項】

項目	留意事項
①要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位	避難を要する地域の住所を明示するとともに、町内会等地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載すること
②避難先	避難先の住所及び施設名を具体的に記載すること
③一時集合場所及び集合方法	避難住民の誘導・運送拠点となるような一時集合場所等の住所及び場所名を具体的に明示するとともに、当該集合場所への交通手段を記載すること
④集合時間	避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導の開始時間を具体的に記載すること
⑤集合に当たっての留意事項	集合後の町内会単位・近隣住民間での安否確認や災害時要援護者への配慮事項等、集合に当たって避難住民が留意すべき事項を記載すること
⑥避難の手段及び避難の経路	集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を具体的に記載すること
⑦市職員、消防職・団員の配置等	避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、関係する市職員、消防職・団員の配置及び担当業務を明示し、連絡先等を記載すること
⑧災害時要援護者への対応	災害時要援護者への対応方法を記載すること
⑨要避難地域における残留者の確認	要避難地域に残留者が出ないよう、残留者の確認方法を記載すること
⑩避難誘導中の食料等の支援	避難誘導中に避難住民へ食料・水・医療・情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それら支援内容を記載すること
⑪避難住民の携行品、服装	避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載すること
⑫避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等	問題が発生した際の緊急連絡先等を記載すること

(2) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点を考慮する。

- ① 避難の指示の内容の確認
（地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態）
- ② 事態の状況の把握
（特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案）
- ③ 避難住民の概数の把握
- ④ 誘導の手段の把握
（屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難（運送事業者である指定地方公共機関等による運送））
- ⑤ 輸送手段の確保の調整（※輸送手段が必要な場合）
（県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定）
- ⑥ 災害時要援護者の避難方法の決定
（避難支援プラン、災害時要援護者支援班の設置）
- ⑦ 避難経路や交通規制の調整
（具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整）
- ⑧ 職員の配置
（各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定）
- ⑨ 関係機関との調整
（現地調整所の設置、連絡手段の確保）
- ⑩ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整
（県対策本部との調整、国対策本部長による利用指針を踏まえた対応（※））

※ 自衛隊及び米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設、飛行場施設といった特定公共施設等の利用のニーズが競合する場合には、市長は、国対策本部長による利用指針（武力攻撃事態等における特定公共施設の利用に関する法律（平成16年法律第114号）第6条、第10条、第12条、第13条、第15条及び第17条に定めるものをいう。）の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

この場合において、市長は、県を通じた国対策本部長による意見聴取及び国対策本部長からの情報提供の求めに適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連情報をまとめるものとする。

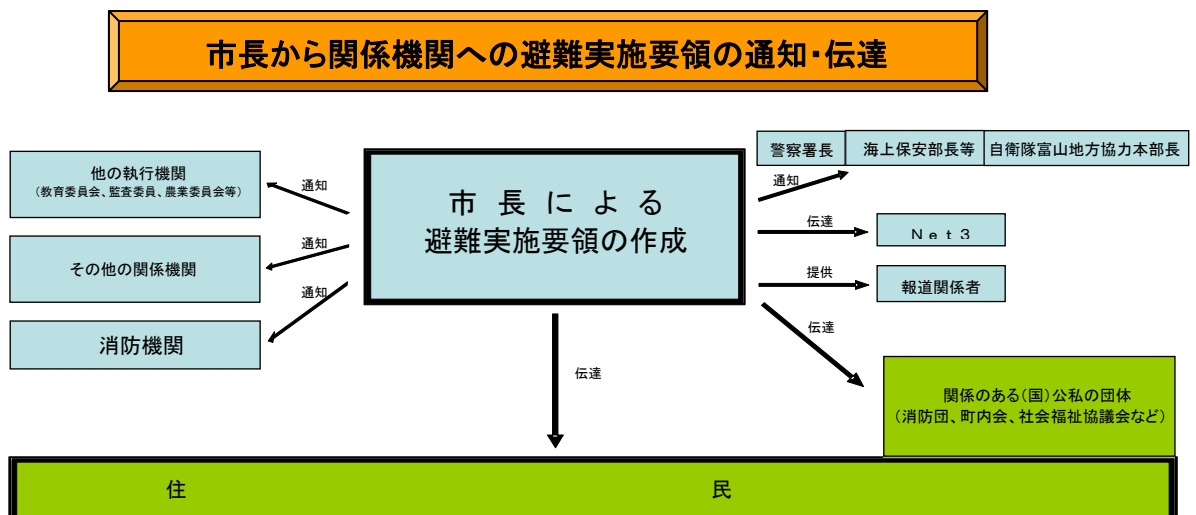
(3) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定したときは、警報の内容の伝達に準じて、直ちに、その内容を住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、消防長、警察署長、海上保安部長等及び自衛隊富山地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知するとともに、その他の関係機関に対し、関係者又は利用者に対してその内容を伝えるよう要請する。

さらに、市長は、Net 3にその内容を伝達し、住民への伝達を要請するほか、報道関係者に対してその内容を提供する。

【市長から関係機関への避難実施要領の流れ〈イメージ〉】



3 避難住民の誘導

(1) 市長による避難住民の誘導（法第62条）

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、町内会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りでない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所に職員を配置して、避難の誘導や各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置し

て、誘導の円滑化を図る。併せて、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

【具体的な避難の方法】

避難の態様		避難場所	避難方法等	備考
屋内避難	自宅	・ 自宅	—————	事態の推移により、他の安全な地域に避難する場合もあり得る
	最寄りの施設 （外出している場合）	・ 最寄りのコンクリート造り等の堅ろうな建物 ・ 地階のある施設	・ 原則として徒歩、必要に応じ自転車等で避難	
避難施設への避難	近傍の施設への避難が可能な場合	・ 近傍の避難施設	・ 原則として徒歩、必要に応じ自転車等で避難 ・ 災害時要援護者は、バス、タクシー、公用車により避難	運送事業者である指定公共機関等に車両の借り上げを要請
	市外への避難が必要な場合	・ 市外の避難施設	・ いったん、近傍の避難施設等に徒歩、必要に応じ自転車等で集合し、そこからバス、鉄道により避難 ・ 災害時要援護者は、バス、タクシー、公用車により避難	
県外避難		・ 県外の避難施設	・ 災害時要援護者は、バス、タクシー、公用車により避難	

(2) 消防機関の活動（法第62条）

消防本部（署）は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行が困難な災害時要援護者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

また、消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部（署）と連携しつつ、自主防災組織等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、災害時要援護者に関する情報の確認や要避難地域内における残留者の確認等を担当するなど地域とのつながりを活かした活動を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携（法第63条）

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、海上保安部長等又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官（以下「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に、警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

なお、これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設置し、又は関係機関により調整組織が設置されている場合は当該組織に職員を派遣することにより、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請（法第4条、第70条）

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織等のリーダーなど地域のリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

この場合において、市長は、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分配慮する。

(5) 誘導時における食品の給与等並びに情報の提供（法第8条、第62条）

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

また、市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 災害時要援護者への配慮（法第9条）

市長は、災害時要援護者の避難を万全に行うため、市対策本部に災害時要援護者支援班を設置し、避難支援プランを活用しつつ、民生委員、社会福祉協議会、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、災害時要援護者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。

ただし、民生委員や社会福祉協議会との協力を当たっては、十分な協議の上に相

互の役割を考えておく必要があることに留意する。

〔資料編：10「市内の社会福祉施設」〕

(7) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、避難住民を誘導する職員、消防職・団員、警察官等は、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(8) 避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(9) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるものとする。

- ① 危険動物等の逸走対策
- ② 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(10) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(11) 県に対する要請等（法第67条）

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

なお、市長は、知事から避難住民の誘導に関して是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(12) 避難住民の運送の求め等（法第71条、第72条）

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

この場合において、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあつては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあつては、県対策本部長に、その旨を通知する。

また、市長は、市の区域内において営業する指定公共機関又は指定地方公共機関以外の運送事業者に対しても避難住民の運送について協力を要請する。

〔資料編：15「生活関連等施設の種類」〕

(13) 大規模集客施設への協力要請

市長は、武力攻撃事態等において、安全が確保されるまでの間、大規模集客施設に当該施設の利用客及び付近の通行人が一時的に留まることができるよう、県と連携して、大規模集客施設に対し協力を要請する。

〔資料編：11「市内の大規模小売店舗」〕

(14) 避難住民の復帰のための措置（法第69条）

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講ずる。

4 避難の誘導に際しての留意事項

(1) 自家用車の使用

住民の避難に当たっての自家用車の使用は、交通渋滞を引き起こす可能性があるため適当ではないが、下記の場合には、知事は、自家用車の使用による避難を指示する場合がある。

- ① 災害時要援護者を緊急に避難させる必要がある場合
- ② 中山間地域など公共交通機関が限られている地域の住民が避難する場合
- ③ 緊急に避難させる必要があり、かつ相当の距離を移動する必要がある場合
- ④ その他、知事がやむを得ないと認める場合

この場合において、市は、自家用車による避難の対象となる者以外の者による自家用車の利用を避けるよう住民に対して周知するほか、対象となる者に対しても、相乗りによる利用を求めるなど、利用される車両数の制限に努める。

また、長距離避難を要する場合の一時避難場所の選定に当たっては、特に当該場所までの避難住民の移動距離や移動手段を考慮するとともに、当該場所までの運送手段の確保に努める。

(2) 積雪期における住民の避難

積雪期において住民を避難させる必要が生じた場合、道路交通については他の季節に比べより大きな障害、混乱が予想されることから、市は、市地域防災計画の定めに基づき、各道路管理者と連携し、道路交通の確保対策を講ずる。

(3) 大規模集客施設や旅客輸送関連施設における避難

市は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設に滞在する者等についても、施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう、必要な対策をとるものとする。

5 武力攻撃事態等の類型に応じた避難の指示

市長は、避難実施要領の策定や住民の避難の誘導の実施に当たっては、武力攻撃事態等の類型に応じて次に掲げる事項に留意する。

(1) 着上陸侵攻の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

このため、県国民保護計画における整理と同様、着上陸侵攻に伴う避難は、事態

発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本とする。

(2) ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

- ① 避難実施要領の策定及び住民の避難の誘導に当たっては、国対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて実施することを基本とする。

ただし、急襲的な攻撃に際しては、国や県の対策本部長による避難措置の指示等を待たずに、市長の判断による退避の指示や警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

- ② ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、市長は、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、海上保安部等及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。

その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

- ③ 以上から、避難実施要領の策定に当たっては、市の他の執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部等、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく的確な措置が実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。

- ④ また、避難の実施の際の対応については、次の点にも留意する。

ア 避難に比較的時間に余裕がある場合の対応

「一時避難場所までの移動」→「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」といった手順が一般には考えられる。

イ 昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応

当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、消防機関、県警察、海上保安部等、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。

特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが重要である。

ウ ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能

な武器も限定され、被害の範囲も一般には狭い範囲に限定される。

特に、最小限の攻撃で最大の心理的又は物理的效果を生じさせることが考えられることから、都市部の政治経済の中核、危険物質等の取扱所などは、攻撃を受ける可能性が一般に高く、注意が必要である。

(3) 弾道ミサイル攻撃の場合

① 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。

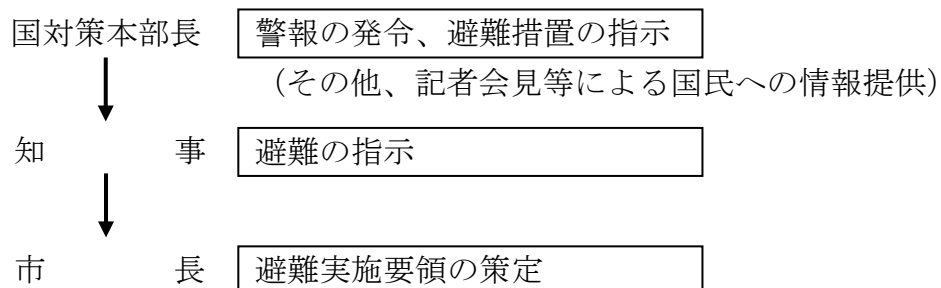
攻撃主体(国又は国に準ずる者)の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により実際の着弾地点は変化することから、弾道ミサイルが発射されたときは、すべての市町村において着弾の可能性があり得るものとして、避難の対応を考える必要があることに留意する。

② 弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民を屋内に避難させることを基本とし、実際に発射されたときは、できるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下通路等の地下施設に避難することとなる。

③ 以上から、避難実施要領の内容は、以下の措置の流れを前提として、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することを主な内容とする。

【弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ】

ア 国対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国対策本部長がその都度警報を発令

(4) 航空攻撃の場合

急襲的に航空攻撃が行われる場合については、弾道ミサイル攻撃の場合と同様の対応を取ることとする。

(5) N B C 攻撃の場合

N B C 攻撃の場合においては、攻撃の特性に応じた対応が必要となることから、国対策本部長や知事による避難措置の指示等の内容を踏まえ、避難実施要領の策定及び住民の避難の誘導を行う。

この場合において、避難誘導をする者に防護服を着用させる等安全を図るための措置を講ずるとともに、風下方向を避けて避難を行うことなどに留意する。

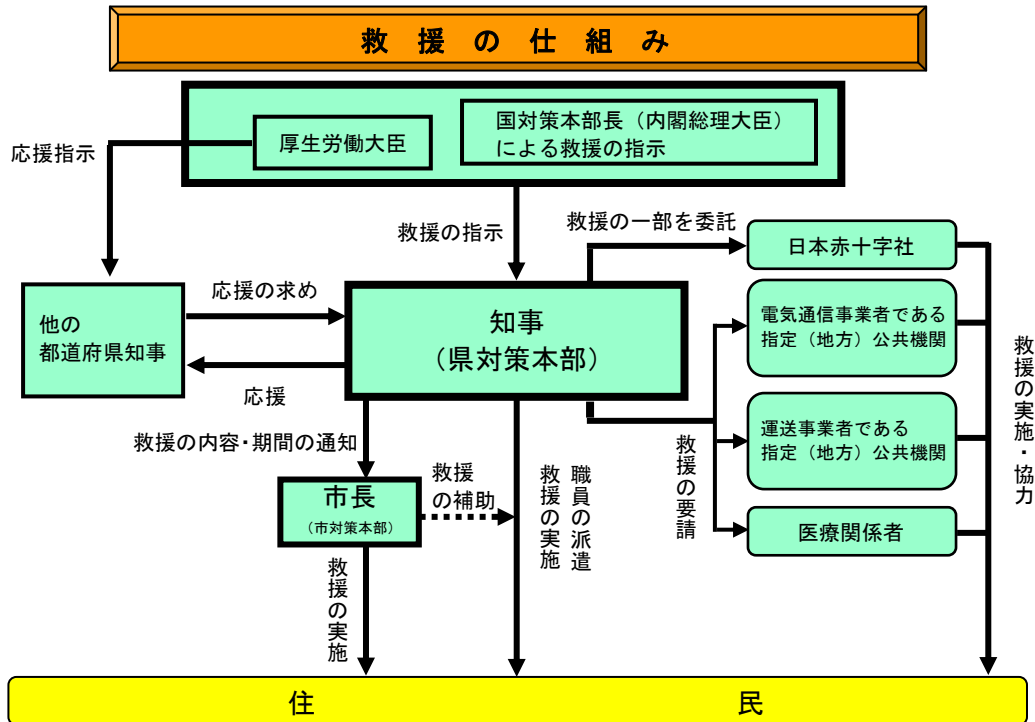
(6) 武力攻撃原子力災害の場合

国対策本部長や知事による避難措置の指示等の内容を踏まえ、避難実施要領の策定及び住民の避難の誘導を行うこととなるが、事態の状況を見て、屋内避難(コンクリート屋内が望ましい。)又は他の地域への避難の誘導を行うものとする。

第5章 救援

1 救援の実施（法第76条）

【救援の仕組み〈イメージ〉】



(1) 救援の実施

市長は、救援を迅速に実施する必要があるため知事の権限に属する救援の実施に関する事務の一部を行うこととなった場合において、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を、関係機関の協力を得て行う。

- ① 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与
- ② 食品、飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ③ 医療の提供及び助産
- ④ 被災者の捜索及び救出
- ⑤ 埋葬及び火葬
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
- ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 死体の捜索及び処理

⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救援の補助

市長は、(1)で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

(3) 災害時要援護者への配慮（法第9条）

市長は、救援の実施に当たっては、災害時要援護者に適切に支援を実施できるよう十分配慮する。

(4) 避難施設以外に避難する者の把握等

救援の措置の実施に当たっては、避難住民等の人数、世帯数、避難場所等の正確な把握が重要となる。

避難住民等は、市や県が供与する避難施設に避難することが原則であるが、自然災害の際にも見られるように、避難住民の自発的な理由その他やむを得ない事情により、避難施設以外の場所に避難する場合もあり得る。

よって、市長は、避難住民等の把握の際は、これら避難施設以外の施設や場所に避難する者の数及び当該施設や場所の把握に努めるとともに、救援に関する措置の実施に当たっては、これらの者に対する避難の措置に係る情報の提供及び避難に関する措置の適切な実施に留意する。

2 関係機関との連携

(1) 県との連携

市長は、事務の委任を受けた場合は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携してNBC攻撃による特殊な医療活動の実施にも留意する。

(2) 県への要請等（法第18条）

市長は、事務の委任を受けた場合において救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国や他の都道府県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を

示して要請する。

(3) 他の市町村との連携（法第17条）

市長は、事務の委任を受けた場合において救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

(4) 日本赤十字社との連携（法第77条）

市長は、事務の委任を受けた場合において知事が日本赤十字社富山県支部に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、同支部と連携しながら救援の措置を実施する。

(5) 緊急物資の運送の求め（法第79条）

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関等に対し緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

(6) 自主防災組織等との連携

市長は、自主防災組織の地区連絡協議会や地区町内会に対し、当該地区における救援に関する措置の実施に関し必要な援助について各自主防災組織等による体系的な協力が得られるよう要請する。

(7) 避難所等におけるニーズの把握

市は、県と連携して、避難所への職員の派遣や富山県総合防災情報システムを活用した情報の収集を行うなど、避難所のニーズを把握する。

3 救援の内容

(1) 救援の基準等（法第75条、第76条）

市長は、知事から事務の委任を受けて救援の措置を実施する場合又は知事が実施する救援の措置を補助する場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

この場合において、救援の程度及び基準によっては救援の適切な実施が困難であ

ると判断する場合には、市長は、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

〔資料編：17「救援の程度及び方法の基準」〕

(2) 救援の実施における留意事項（法76条）

市長は、救援に関する措置を実施するに当たっては、以下の事項その他県国民保護計画が記載する救援の実施における留意事項に留意する。

① 避難施設の供与

ア 市は、避難実施要領に基づき、市の区域内にある、県があらかじめ指定した避難施設その他の適切な施設に避難所を開設し、避難住民等を收容するとともに、その旨を地域住民等に周知する。

イ 市は、県と協力して、避難住民等の人数、世帯数及び災害時要援護者の数等の把握に努める。

ウ 市は、避難所の管理運営に当たっては、自主防災組織等のリーダーなど地域のリーダーとなるものを中心とした避難住民に協力を要請するほか、仮設トイレの設置やプライバシーの確保、男女のニーズの違いへの配慮など、避難住民等の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。

② 応急仮設住宅の供与

市は、武力攻撃災害により住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住宅がない者であって、自らの資力では居住する住宅を確保できない者に対し、避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たな被害を受けるおそれなくなった後、応急措置として県と協力して応急仮設住宅を供与する。

③ 飲料水及び食品の給与

市は、避難所に收容された者、武力攻撃災害により住家に被害を受けた者及び避難の指示に基づき、又は武力攻撃災害により避難する必要のある者に対して、次のとおり飲料水及び食品の現物を給与する。

ア 市は、県の指示や連絡調整のもと応急給水を行う。

イ 市は、県と連携して、避難住民の数等を把握し、食品等の必要量の見積りを行う。この際、避難所に收容されていない避難住民等の存在も考慮する。

ウ 市は、イで把握した見積りに基づき、防災における調達方法を参考に、備蓄物資や義援物資を活用し、また、物資の所有者からの売渡しを受けるなど、県その他関係機関と連携して必要な物資を調達する。この場合において、市は、

調達した物資の適切な配分に努める。

エ 市は、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関その他の事業者
に物資の運送を要請して、必要な運送を行う。この際、輸送車両には、県公安
委員会又は知事が発行する緊急通行車両確認証明書等を常備させる。

オ 市は、イで把握した見積りに基づき、県と協力して、必要な人員、資材を手
配し、炊き出しその他の方法により、避難住民等が直ちに食することができる
食品の現物を給与する。

④ 生活必需品の給与又は貸与

市は、避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により生活に必要な生活必需
品を喪失又は損傷し、日常生活を営むことが困難な者に対し、次のとおり生活必
需品を給与又は貸与する。

ア 市は、県と連携して、避難住民の数等を把握し、生活必需品の必要量の見積
りを行う。この際、避難所に収容されていない避難住民等の存在も考慮する。

イ 市は、アで把握した見積りに基づき、防災における調達方法を参考に、備蓄
物資や義援物資を活用し、また物資の所有者からの売渡しを受けるなど、県そ
の他関係機関と連携して必要な物資を調達する。この場合において、市は、調
達した物資の適切な配分に努める。

ウ 市は、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関その他の事業者
に物資の運送を要請して、必要な運送を行う。この際、輸送車両には、県公安
委員会又は知事が発行する緊急通行車両確認証明書等を常備させる。

エ 市は、県と協力して、必要な人員、資材を手配し、被服、寝具その他生活必
需品を給与し、又は貸与する。

⑤ 医療の提供及び助産

市は、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、厚生連滑川病院、民間医療機関
その他医療機関の協力を得て次のとおり医療救護・助産活動体制を確保するとと
もに、県と連携して広域的な医療の提供体制を確保する。

ア 市は、多数の傷病者が発生している場合や避難住民等に十分な医療が提供で
きない場合等に医療救護所を設置するほか、必要に応じ、市地域防災計画に準
じ、医療機関に対し救護所の設営及び運営にあたる医療救護班を編制し、派遣
するよう要請する。

イ 医療機関は、備蓄する医療資材や医薬品等を活用し、地域における医療救護
活動に努めるものとする。

ウ 市は、保健師等により、避難住民等のニーズに的確に対応した健康管理（保

健指導及び栄養指導等）を行う。

エ 市は、市地域防災計画の定めに準じ、緊急用医薬品等を供給するとともに、不足する場合は、県と連携して、公的病院や民間医療機関、市薬剤師会、医薬品・薬業関係団体等の協力を得て調達する。

⑥ 被災者の捜索及び救出

市は、被災情報や安否情報に基づき、関係機関と連携し情報の収集に努めるとともに、武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者について、県警察、消防機関、自衛隊、海上保安部等の関係機関と連携し、捜索及び救出活動を行う。

⑦ 埋葬及び火葬

市は、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等関連する情報を県や他の市町村の協力を得ながら収集し、遺体の搬送、埋葬、火葬等の手配等を実施する。

また、県警察及び海上保安部等との連携により、身元の確認、遺族等への遺体の引渡し等に努める。

⑧ 電話その他の通信設備の提供

市は、避難所で保有する電話その他通信設備等の状況を把握するとともに、電気通信事業者である指定公共機関の協力を得て、避難住民等に提供する通信手段の確保を図る。

⑨ 住宅の応急修理

市は、武力攻撃災害により住宅が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をできない者に対し、避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たな被害を受けるおそれなくなった後、居住に必要な最小限度の部分について計画的に応急修理を行う。

⑩ 学用品の給与

市及び市教育委員会は、県及び県教育委員会と連携して、各学校を通じ、学用品を喪失し、又はき損し、就学上支障のある児童・生徒の数・品目を把握し、それらの児童・生徒に対し、被害の実情に応じ、教科書、文房具及び通学用品を給与する。

⑪ 死体の捜索及び処理

市は、武力攻撃事態等において死亡者が発生したときは、県、県警察、消防機関、海上保安部等、自衛隊等の関係機関と連携しながら、下記のとおり死体の捜索及び処理を実施する。

ア 市は、県、県警察等と連携し、避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害

により新たな被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により、現に行方不明の状態にあり、かつ、既に死亡していると推定される者を搜索する。

イ 市は、死体収容・安置施設を開設するほか、搜索により収容された死体を当該施設へ搬送する。

ウ 市は、県と連携し、また県警察並びに地元町内会等の協力を得て、死体の身元確認と身元引受人の発見に努める。

エ 市は、県警察の見分・検死及び医師による検案が終了し、身元が明らかになった遺体を遺族又は関係者に引き渡すほか、身元が確認できない死体を引き受ける。

また、市は、検案終了後に必要に応じて、死体の洗浄、縫合、消毒等の措置を行う。

- ⑫ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

市は、避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たな被害を受けるおそれなくなった後、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では当該障害物を除去することができない者に対して除去を実施する。

4 救援の際の物資の売渡し要請等 (法第76条、第81条、第82条、第83条、第84条、第85条)

- (1) 救援の際の物資の売渡し要請等

市長は、知事から事務の委任を受けて救援の措置を実施する場合において必要が

あると認めるときは、国民保護法の規定に基づき、緊急の必要があり、やむを得ない場合にのみ次の措置を講ずることができる。

なお、②～⑤の措置については、それぞれ公用令書を交付して実施するものとする。

- ① 救援の実施に必要な物資（医薬品、食品、寝具等政令で定める物資に限る。）であつて、生産、販売、輸送等を業とする者が取り扱う物資（以下「特定物資」という。）について、その所有者に対し行う当該特定物資の売渡しの要請
- ② ①の売渡しの要請に対し、正当な理由がないにもかかわらずその所有者が応じない場合の特定物資の収用
- ③ 特定物資を確保するための当該特定物資の保管命令

- ④ 土地等の所有者若しくは占有者の同意に基づく収容施設や臨時の医療施設を開設するための当該土地等の使用
- ⑤ ④の場合において、正当な理由がないにもかかわらず土地の所有者若しくは占有者が同意をしないとき又は同意を求めることができないときの当該土地等の使用
- ⑥ 特定物資の収用、保管命令、土地等の使用に必要な立入検査
- ⑦ 特定物資の保管を命じた者に対する報告の求め及び保管状況の検査
- ⑧ 医療の要請及び指示

〔資料編：18「公用令書の様式」〕

(2) 指定行政機関の長等への要請

市長は、特定物資が十分に確保することができないような状況で、必要と認めるときは、特定物資の売渡し要請、収用、保管命令に関し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し(1)の要請等を行うよう要請する。

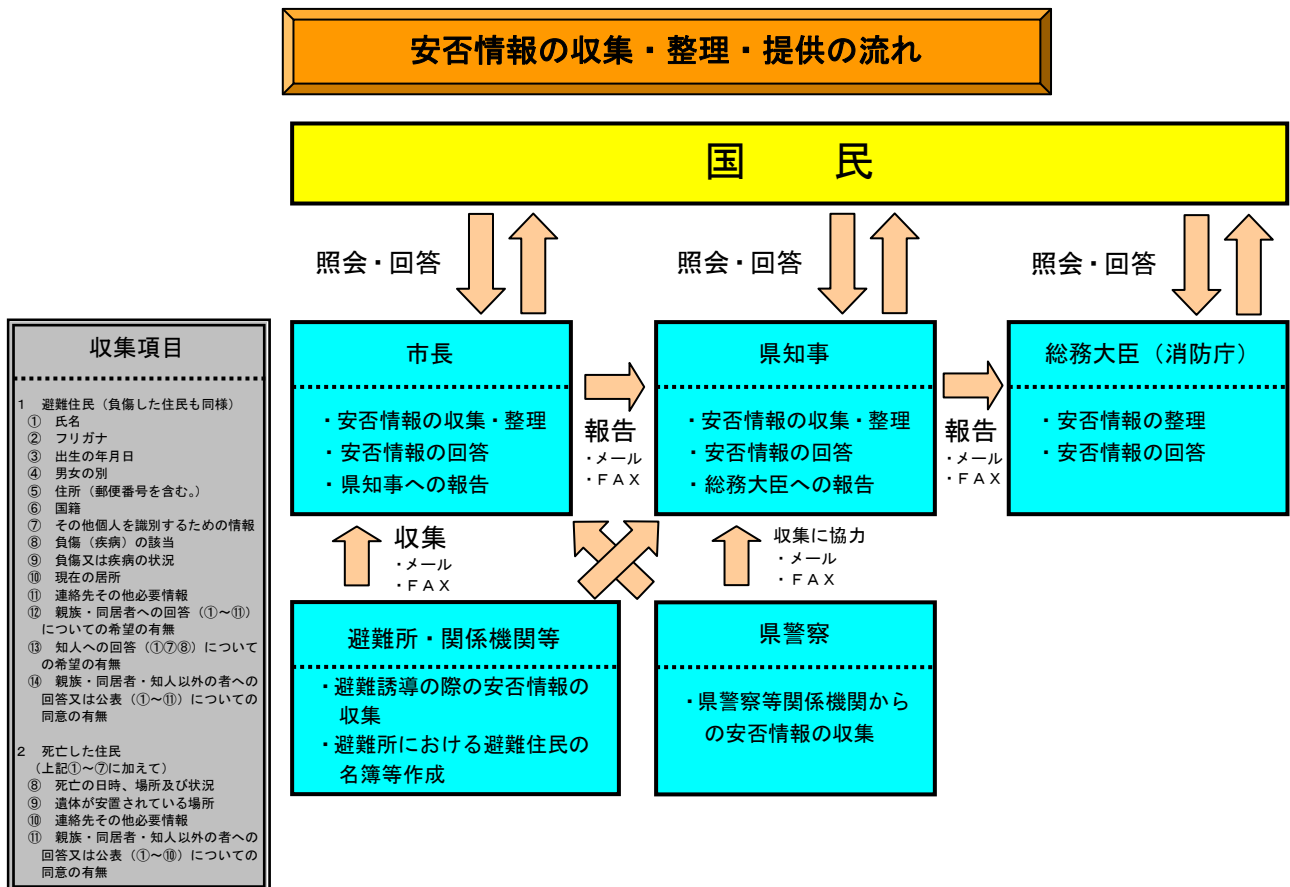
(3) 医療の要請等に従事する者の安全確保

市長は、医師、看護師その他の医療関係者に対し、医療を行うよう要請し、又は医療を行うべきことを指示する場合には、当該医療関係者に当該医療を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、医療関係者の安全の確保に十分に配慮する。

第6章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

【安否情報の収集、整理及び提供の流れ〈イメージ〉】



1 安否情報の収集 （法第94条）

(1) 安否情報の収集

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している、市が管理する諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等市が平素から行政事務の円滑な遂行のため

に保有する情報等を活用して行う。この場合、安否情報省令第1条に規定する様式第1号及び第2号を用いるものとする。

〔資料編：12「安否情報省令」〕

(2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する医療機関、運送機関、大規模事業所、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、かつ、各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

2 県に対する報告 (法第94条)

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号の内容を安否情報システムを利用して報告し、事態の状況により安否情報システムが利用できない場合は、電子メールで県に送付する。

ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

〔資料編：12「安否情報省令」〕

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付 (法第95条)

- ① 市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市対策本部の設置後直ちに住民、避難施設その他の関係機関に周知する。
- ② 住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する照会窓口、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を

提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

〔資料編：12「安否情報省令」〕

(2) 安否情報の回答（法第95条）

- ① 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。
- ② 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。
- ③ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

〔資料編：12「安否情報省令」〕

(3) 個人の情報の保護への配慮（法第95条）

- ① 市は、安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては滑川市個人情報保護条例（平成17年滑川市条例第12号）その他個人情報の取扱いについて定めるものに則して取り扱うことに十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの保護等、管理を徹底する。
- ② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報の回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力（法第96条）

市は、日本赤十字社富山県支部から要請があったときは、その保有する外国人に関

する安否情報を提供する。

ただし、当該安否情報の提供に当たっても、3の(2)及び(3)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常への対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的な考え方

(1) 武力攻撃災害への対処（法第97条）

市長は、国や県等の関係機関と協力して、市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請（法第97条）

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保（法第22条）

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報（法第98条）

(1) 市長への通報

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。

(2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官又は海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第2 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 退避の指示

(1) 退避の指示（法第112条）

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため特に必要があると認めるときは、自らの判断により付近の住民に対し退避の指示を行い、一時的に退避させる。この場合において、必要があると認めるときは、退避先を指示する。

特にゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、県対策本部長による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、市長は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

【退避の指示の例】

- 「〇〇町、△△町」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物や地下街など屋内に一時避難すること。
- 「〇〇町、△△町」地区の住民については、〇〇地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

この場合において、市長は、必要により現地調整所を設け、又は既に関係機関により調整組織が設置されている場合には、当該組織に職員を早急に派遣し、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

(2) 屋内への退避

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、次のような、その場から移動するよりも屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、屋内への退避を指示する。

- ① NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき
- ② 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報が無い場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

(3) 退避の指示に伴う措置等（法第112条）

- ① 市長は、退避の指示を行ったときは、防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、Net 3に指示の内容を伝達し住民への伝達を要請するほか、放送事業者に指示の内容を提供する。
- ② 市長は、退避の指示を行ったときは、当該指示の内容等について、知事に通知する。
- ③ 市長は、退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合は、①及び②と同様に伝達等を行う。
- ④ 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(4) 安全の確保等（法第22条、第110条、第120条）

- ① 市長は、退避の指示を住民に伝達する職員に対して二次被害が生じないように、国や県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察及び海上保安部等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。
- ② 市の職員及び消防職・団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察、海上保安部等、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。
- ③ 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必

ず特殊標章等を交付し、着用させる。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定（法第114条）

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、自らの判断で警戒区域の設定を行う。

なお、警戒区域の設定は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を避けるため、特に必要がある場合において、退避の指示と同様に、地域の実情に精通している市長が独自の判断で一時的な立入制限区域を設けるものであるほか、当該警戒区域を一定の区域をロープ等で明示し、当該区域内への立入制限等への違反については、罰則を科して履行を担保する点で退避の指示とは異なるものであることに留意する。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

① 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、海上保安部等、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定するとともに、事態の状況の変化等を踏まえて、随時、警戒区域の範囲の変更等を行う。

なお、NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、県や専門的な知見や装備等を有する機関に対して必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

② 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で当該区域を明示し、また、広報車等を活用して住民に広報・周知するとともに、Net 3に指示の内容を伝達し、住民への伝達を要請するほか、放送事業者にその内容を連絡する。

併せて、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外のものに対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

③ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、海上保安部等、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。

④ 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保（法第22条、第110条、第120条）

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、当該区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

3 応急公用負担等

(1) 市長の事前措置（法第111条）

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担（法第113条）

① 市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

ア 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用

イ 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置

② 市長は、工作物等を除去した場合は、当該工作物等を保管する。

なお、この場合にあつては、市長は、当該工作物等の占有者、所有者その他当該工作物等について権原を有する者に対し当該工作物等を返還するため、次の事項を公示する。

ア 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量

イ 保管した工作物等の所在した場所及びその工作物等を除去した日時

ウ 保管した工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所

エ 上記に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項

4 消防に関する措置等

(1) 市が行う措置（法第16条）

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動（法第16条）

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職・団員の活動上の安全確保に配意しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防本部(署)は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請（法第17条）

市長は、市の区域内の消防力のみをもってしては武力攻撃災害に対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

〔資料編：19「消防相互応援協定等」〕

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」（平成16年2月9日付け消防震第9号）及び「緊急消防援助隊運用要綱」（平成16年3月29日付け消防震第19号）に基づき、知事を通じ、又は必要に応じ直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携（法第3条）

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

〔資料編：6「市内の医療機関」〕

(8) 安全の確保（法第22条、第110条、第120条）

- ① 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。
- ② その際、市長は、必要により現地調整所を設置し、又は既に調整組織が設置されているときは、当該組織に職員を早急に派遣して、関係機関間の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。
- ③ 市長は、本市が被災地でない場合において、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。

- ④ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部(署)と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。
- ⑤ 市長（水防管理者としての市長を含む。）又は消防長は、特に現場で活動する消防職・団員や水防団員等に対し、必ず特殊標章を交付し着用させるものとする。

（法第158条）

第3 生活関連等施設における災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処に関して、以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の安全確保 （法第102条）

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

〔資料編：15 「生活関連等施設の種類」〕

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、生活関連等施設を市が管理することとなったときは、当該施設の管理者としての立場から安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ、消防機関、県警察、海上保安部等その他の行政機関に対し、支援を求める。

※ 本市においては、市が管理する施設のうち、法令で定める生活関連等施設は現在のところない。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除 （法第103条）

(1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、下記のとおり、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

【危険物質等について市長が命ずることができる対象】

市の区域内に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は市の区域内のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）

【市長が命ずることができる措置】

- ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限
(消防法第12条の3)
- ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限
(国民保護法第103条第3項第2号)
- ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄 (国民保護法第103条第3項第3号)

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。

また、市長は、(1)の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第4 NBC攻撃による災害及び武力攻撃原子力災害への対処等（法第105条及び第107条）

市は、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずるものとし、また、武力攻撃原子力災害への対処等については、原則として、滑川市地域防災計画(原子力災害対策編)等に定められた措置に準じた措置を講ずる。このため、NBC攻撃による災害及び武力攻撃原子力災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 NBC攻撃による災害への対処（法第107条）

市は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

(1) 応急措置の実施（法第107条）

市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

また、市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で、関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

〔資料編：5－3「NBC対応資機材の保有状況」〕

(2) 国の方針に基づく措置の実施（法第107条）

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携（法第107条）

市長は、NBC攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、海上保安部等、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する

専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し、又は既に調整組織が設置されているときは、職員を当該組織に早急に派遣し、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

① 核攻撃等（ダーティボムを含む）の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

② 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行うとともに、関係機関と連携して消毒等の措置を行う。

なお、生物剤による攻撃の場合は、生物剤が人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、散布が判明したときにはすでに被害が拡大している可能性があるといった特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、保健衛生関係機関等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的な情報収集、データ解析等サーベランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。

③ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

(5) 汚染の拡大を防止するための措置（法第108条、第109条）

市長は、知事から汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる措置を講ずる。

根拠規定	対象物件等	措置
法第108条 第1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
第2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
第3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
第4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
第5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
第6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

市長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人（対象物件等の占有者、管理者等）に対し、以下の事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に通知する。

また、上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、市の掲示場その他適当な場所において、以下の事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

- ア 当該措置を講ずる旨
- イ 当該措置を講ずる理由
- ウ 当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
- エ 当該措置を講ずる時期
- オ 当該措置の内容

(6) 要員の安全の確保（法第22条、第110条、第120条）

市長は、NBC攻撃を受けた場合は、武力攻撃災害の状況等の情報に関する現地調整所や県からの積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

2 武力攻撃原子力災害への対処

（法第105条）

市は、原子力事業所が武力攻撃災害を受けた場合における周囲への影響にかんがみ、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 滑川市地域防災計画(原子力災害対策編)等に準じた措置の実施

市は、国民保護法その他の法律の規定に基づく武力攻撃原子力災害への対処に関する措置の実施に当たっては、原則として、滑川市地域防災計画(原子力災害対策編)等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

(2) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等

①市長は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を原子力事業所から受けたとき又は指定行政機関の長若しくは知事から通知を受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により、区域を所轄する消防機関に連絡する。

②市長は、消防機関等からの連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を原子力事業者、指定行政機関又は県より先に把握した場合には、直ちに原子力事業者にその内容を確認するとともに、その旨を原子力規制委員会(事業所外運搬に起因する場合にあっては、原子力規制委員会及び国土交通省)に通報するとともに、その受信確認を行う。

③市長は、国の対策本部長が、武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するため、応急対策の実施に係る公示を発出し、知事からその通知を受けた場合には、警報の通知に準じて、関係機関に当該公示の内容を通知する。

④市長は、知事から所要の応急対策を講ずべき旨の指示を受けた場合は、区域を所管する消防機関に連絡するとともに、連携して応急対策を行う。

(3) 住民の避難誘導

①市長は、知事が住民に対し避難の指示を行った場合には、当該指示等の内容を踏まえて、避難実施要領を作成し、住民の避難誘導を行う。この場合において、「屋内避難」や「移動による避難」の実施の時期や範囲については、国の対策本部における専門的な分析や判断を踏まえた避難措置の指示に基づいて、適切に行う。

②市長は、原子力事業者からの通報内容等を勘案し、事態の状況により避難の指示を待ついとまがない場合は、その判断により、地域の住民に対し、避難を指示し、その旨を知事に通知する。

③市は、住民の避難について、状況に応じ、滑川市地域防災計画（原子力災害対策編）の定め例により行うものとする。

(4) 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携

①市は、国の現地対策本部長が主導的に運営する「武力攻撃原子力災害合同対策協議会」に職員を派遣するなど、同協議会と必要な連携を図る。

②市は、武力攻撃原子力災害合同対策協議会において、医療関係情報、住民の避難及び退避の状況の報告等必要な情報提供を行うとともに、国の対処方針や被害状況、応急措置の実施状況等の情報を共有し、専門家等の助言を受けて、必要な応急措置を講ずる。

(5) 国への措置命令の要請等

市長は、住民の生命、身体及び財産を保護するために、武力攻撃原子力災害の発生等を防止する必要があると認められるときは、知事に対し、関係する指定行政機関の長が、必要な措置を講ずべきことを命令するように知事が要請するよう求める。

(6) 安定ヨウ素剤の服用

武力攻撃原子力災害の発生により放射性ヨウ素の放出もしくはその可能性がある場合、市は、安定ヨウ素剤の予防服用の実施等については、滑川市地域防災計画（原子力災害対策編）の定め例により行うものとする。

(7) 飲食物の摂取制限等

市は、飲食物の摂取制限等の措置については、滑川市地域防災計画（原子力災害対策編）の定め例により行うものとする。

(8) 要員の安全の確保

市長又は富山県東部消防組合消防長は、武力攻撃原子力災害に係る情報について、武力攻撃原子力災害合同対策協議会等において積極的な情報収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全対策に配慮する。

第8章 被災情報の収集及び報告（法第126条、第127条）

市は、被災情報を収集するとともに、県知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

- (1) 市は、電話、移動系防災行政無線、衛星携帯電話その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- (2) 市は、情報収集に当たっては消防機関、県警察、海上保安部等との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。
- (3) 市は、被災情報の収集に当たっては、県及び総務省消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第1報を報告するとともに、富山県総合防災情報システムに所要の情報を入力し、県、他の市町村その他関係機関との情報の共有化を図る。

〔資料編：20「火災・災害等即報要領」
21「被災情報の報告様式」〕

- (4) 市は、第1報を総務省消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告するとともに、富山県総合防災情報システムに所要の情報を入力し、随時、県、他の市町村その他関係機関との情報の共有化を図る。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び総務省消防庁に報告する。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うほか、武力攻撃災害による重要文化財等の被害を防止するために必要な措置を講ずることが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保 （法第10条）

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、市地域防災計画の定めに準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

また、被災地域が広域となる場合、県と連携し、他市町村からの応援を要請する。

この場合において、災害時要援護者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行うとともに、避難が長期化する場合は、被災者の心のケアやエコノミークラス症候群の予防に留意する。

また、在宅人工呼吸器装着者や人工透析等の治療を受けている患者の受療状況を把握し、必要に応じて、国、県、周辺市町村、消防署、電力会社等の関係機関と連携し、生命保持に努める。

(2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

- ① 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水の確保や飲料水の衛生の確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対して情報提供を実施する。
- ② 市は、市地域防災計画の定めに準じ、水道水の供給体制を整備する。
- ③ 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

(5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、県や栄養士会等の関係団体と連携して、栄養管理、栄養相談及び指導を実施する。

(6) 動物関係対策

飼育者や住民からの逸走通報の受付を行い、動物の保護を行う。また、避難所及び仮設住宅における動物の飼育者への支援を行うとともに、一時的に飼えなくなった動物及び迷子動物の一時預かりを行うため、県関係機関、周辺市町村に協力を要請する。

2 廃棄物の処理 (法第124条)

(1) 廃棄物処理対策

- ① 市は、市地域防災計画の定めに準じ、「震災廃棄物対策指針」（平成10年厚生省生活衛生局作成）等を参考としつつ、廃棄物処理が円滑に行える体制をとる。
- ② 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足し、または不足すると予想される場合については、県に対して他の市町村との応援等にかかる要請を行う。

(2) 廃棄物処理の特例

- ① 市は、市の区域が、環境大臣が特に廃棄物の処理を迅速に行わなければならないとして指定する特例地域に指定されたときは、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に

応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

- ② 市は、①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

3 文化財の保護

（法第125条）

(1) 重要文化財等に関する命令又は勧告の告知等

- ① 市教育委員会は、県教育委員会と連携し、市の区域に存する重要文化財等（重

要文化財、重要有形民族文化財又は史跡名勝天然記念物をいう。）に関し、文化庁長官が武力攻撃災害による重要文化財等の被害を防止するための命令又は勧告を行う場合は、所定の手続きに従って、速やかに所有者等に対し当該命令又は勧告を告知する。

- ② また、当該命令に従って必要な措置を講じようとする重要文化財等の所有者から、市教育委員会に対し、文化庁長官に対する支援の求めがあった場合には、速やかに、その旨を、県を経由し文化庁長官に連絡する。

〔資料編：22「市内の文化財」〕

(2) 市指定文化財等に関する命令又は告知

市教育委員会は、(1)①の場合において、市指定文化財等の所有者等に対しても当該文化財等の被害を防止するために必要な措置を講ずるよう要請する。

第10章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給その他国民生活の安定に関する所要の措置を講ずることが必要となることから、当該措置について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定 （法第129条）

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育 （法第16条、第139条）

市及び市教育委員会は、県及び県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等 （法第162条）

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに市税（延滞金を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給 （法第134条）

市は、水道事業者として、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するため、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等の必要な措置を講

ずる。

(2) 公共的施設の適切な管理（法第137条）

市は、道路、漁港施設その他の公共的施設の管理者として、当該施設の機能が十分に発揮されるよう、当該施設の状況の確認、安全の確保等を行うほか適切な管理を実施する。

第11章 特殊標章等の交付及び管理（法第158条）

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等において使用される場所若しくは車両、船舶等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約第一追加議定書の規定に従って保護される。

なお、これにより市長（水防管理者としての市長を含む。この章において同じ。）又は消防長が交付する特殊標章等は次のとおりである。

① 特殊標章

第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章とする。

② 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書とする。

③ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等において使用することができるものとする。



特殊標章
(オレンジ色地に青の正三角形)

表面

	(この証明書を交付等する許可者の名を記載するための余白)	
身分証明書 IDENTITY CARD		
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel		
氏名/Name		
生年月日/Date of birth		
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as		
交付等の年月日/Date of issue	証明書番号/No. of card	
許可者の署名/Signature of issuing authority		
有効期間の満了日/Date of expiry		
有効期間の満了日/Date of expiry		

裏面

身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:		
血液型/Blood type		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

(日本工業規格A7（横74ミリメートル、縦105ミリメートル）)

身分証明書のひな型

(2) 特殊標章等の交付及び管理（法第158条）

市長及び消防長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付し、及び使用させる。

①市長

- ア 市の職員（消防長の所轄の消防職員並びに水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
- イ 消防団長及び消防団員
- ウ 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- エ 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

②消防長

- ア 消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- イ 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ウ 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

③水防管理者（市長）

- ア 水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- イ 水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ウ 水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(3) 特殊標章等に係る普及啓発（法第43条、第157条、第158条）

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。